

鳥取県における自然公園許認可事務の処理要領

平成16年9月6日景自第257号

鳥取県中部・西部・日野各総合事務所長及び関係市町村自然公園担当部（課）長宛 鳥取県文化観光局景観自然課長
通知

目 次

第1章	総 則 （第1）
第2章	共 通 事 項
第1節	書類の経由等 （第2）
第2節	各機関における処理事務 （第3－第5）
第3節	公園計画図等の備え付け （第6）
第3章	公 園 事 業
第1節	一般的事項 （第7－9）
第2節	執行の認可、同意等 （第10・第11）
第3節	供用開始期日の指定等 （第12－第15）
第4節	休止又は廃止の承認 （第16・第17）
第5節	譲渡承継の承認の基準 （第18・第19）
第6節	施設の管理又は経営 （第20）
第7節	国の機関が執行する国定公園事業等 （第21・第22）
第8節	違反行為 （第23・第24）
第9節	認可の取消し （第25）
第10節	原状回復命令等 （第26）
第11節	不承認等の指令書の交付 （第27）
第4章	許 可、届 出 等
第1節	一般的事項 （第28－第32）
第2節	許可 （第33－第36）
第3節	届出 （第37・第38）
第4節	国の機関等が行う行為 （第39・第40）
第5節	違反行為 （第41－第43）
第6節	不許可等の指令書の交付 （第44）

第 1 章 総則

第 1 趣旨

1 (本要領の趣旨)

鳥取県内の国立公園、国定公園及び県立自然公園（以下「自然公園」という。）に係る次に掲げる事項に関しては、自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）、自然公園法施行令（昭和32年政令第298号。以下「法施行令」という。）、自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号。以下「法施行規則」という。）、鳥取県立自然公園条例（昭和38年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）及び鳥取県立自然公園条例施行規則（平成6年鳥取県規則第69号。以下「条例施行規則」という。）の規定によるもののほか、この要領の定めるところによる。

(1) 法第9条の規定による国立公園事業（以下「国立公園事業」という。）の執行に関する認可、承認、同意、届出、報告、違反行為に対する措置等のうち、法施行令附則第5項に定める書類の経由事務

(2) 法第10条の規定による国定公園事業（以下「国定公園事業」という。）の執行に関する認可、承認、同意、届出、報告、違反行為に対する措置等

(3) 条例第8条の規定による県立自然公園事業（以下「県立自然公園事業」という。）の執行に関する認可、承認、同意、届出、報告、違反行為に対する措置等

(4) 国立公園又は国定公園に係る法第13条第1項に規定する特別地域、法第14条第1項に規定する特別保護地区、法第24条第1項に規定する海中公園地区又は法第26条第1項に規定する普通地域、県立自然公園に係る条例第11条第1項に規定する特別地域及び条例第13条第1項に規定する普通地域の区域内において行う行為に関する許可、届出、報告、違反行為に対する措置又は損失補償等

2 (本要領に定めのない事項)

この要領に定めのない事項については、「国立公園許認可業務マニュアル（平成10年10月環境庁自然保護局国立公園課作成）」を参照するものとする。

第 2 章 共通事項

第 1 節 書類の経由等

第 2 申請書等及び指令書等の経由

国立公園事業、国定公園事業若しくは県立自然公園事業の執行又は自然公園の区域内において行う行為に関する申請書、協議書、届出書又は報告書等（以下この章において「申請書等」という。）、及びこれらの申請書等に対する許可書、同意書等（以下「指令書等」という。）の経由は、別表のとおりとする。

第 2 節 各機関における処理事務

第 3 市町村の経由事務

1 (受理及び補正)

市町村長は、申請書等が提出されたときは、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号。以下「特例条例」という。）第2条の規定により、当該申請書等について不備又は不足（以下「不備等」という。）がないことを確認し、不備等がある場合には相当の期限を定め申請書等の提出者に補正させた上で受理するものとする。

2（処理期限及び送付）

市町村長は、申請書等が提出された日（申請書等の不備等について補正を求めた場合にあっては、当該補正がなされた日）から起算して原則として7日以内（ただし、法第26条第1項の規定による届出にあっては5日以内）に、所管の総合事務所の長に当該申請書等を送付するものとする。

申請書等には受付印を押印する等の方法により、申請書等が提出された日を明確にするとともに、申請書等の不備等について補正を求めた場合にあっては、その内容及び補正に要した期間を明確にするものとする。

3（意見等の付加）

市町村長は、当該申請書等の送付に当たっては、様式第1に定める書類を添えるものとする。

4（2以上の市町村にまたがる場合の取扱い）

事業地又は行為地の区域が、2以上の市町村にまたがる場合は、当該区域の大部分を所轄する市町村長が申請書等を受け付け、これを受付を行った市町村の区域を所管する総合事務所の長に送付するものとする。

第4 総合事務所の事務

1（事前指導）

所管の総合事務所の長は、国定公園事業若しくは県立自然公園事業の執行又は自然公園の区域内の規制行為のうち、知事権限に係るものについて相談を受けたときは、これらの事業又は行為の内容及びこれらに係る申請書等の内容が、法、法施行令及び法施行規則又は条例及び条例施行規則並びにこの要領に照らし適切なものになるよう指導するものとする。なお、指導に際しては、行政手続法（平成5年法律第88号）第32条から第36条まで（ただし、県立自然公園に係るものにあつては、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）第31条から第35条まで）の規定に留意するものとする。

2（受理及び補正）

総合事務所長は、市町村長から申請書等（届出書を除く。以下この項において同じ。）の送付を受けたときは、当該申請書等について不備等がないことを確認し、不備等がある場合には相当の期限を定めて申請書等の提出者に補正させるものとする。

なお、総合事務所長は、申請書等に受付印を押印する等の方法により市町村長から申請書等が送付された日を明確にしておくとともに、申請書等の不備等について補正を求めた場合にあっては、指導等の内容及び指導等に要した期間を明確にしておくものとする。

3（知事権限に係る申請書等の処理）

総合事務所長は、市町村長から送付された申請書等が知事権限に係るものである場合は、当該申請書等が市町村長に提出された日（申請書等の不備等について補正を求めた場合にあっては、当該補正がなされた日）から起算して原則20日以内に、法令等に定められた審査基準に基づき、様式第2に定める審査表により審査し、処分を行うものとする。

なお、当該処分を行ったときは、速やかに法施行規則附則第5項に規定する事項（国定公園、県立自然公園に係るものについてもこれに準ずることとする）を記載するとともに書類を申請書等の写しに添え環境大臣に報告し、処理完結の都度「鳥取県自然公園許認可処理簿データベース（以下「許認可DB」という。）」に許認可等の内容を登録するとともに、その概要がわかるもの（位置図、申請書の写し）を添付するものとする。

4（環境大臣権限に係る申請書等の処理）

総合事務所長は、市町村長から送付された申請書等が環境大臣権限に係るものである場合は、当該申請書等に対する処分に関する意見を付した上で、当該申請書等が市町村長に提出された日（申請書等の不備等について補正を求めた場合にあっては、当該補正がなされた日）から起算して原則1月以内（ただし、法第26条第1項の規定による届出書にあっては15日以内）に、当該申請書等を環境大臣に副申し、処理完結の都度許認可DBに許認可等の内容を登録するとともに、その概要がわかるもの（位置図、申請書の写し）を添付するものとする。

5（指令書等の写しの送付）

特例条例第2条の規定により市町村長を経由して行われた申請書等に対する処分がなされたときは、当該処分に係る指令書等の写しを当該市町村長に送付するものとする。

6（2以上の市町村にまたがる場合であって、1つの総合事務所の所管する区域であるときの取扱い）

総合事務所長は、2以上の市町村にまたがる事業又は行為に係る申請書等が、第3の4の規定に基づき事業地又は行為地の区域の大部分を所管する市町村長から送付された場合は、必要に応じて他の関係市町村の意見を聴くものとする。

7（2以上の総合事務所の所管する区域にまたがる場合の取扱い）

事業地又は行為地が2以上の総合事務所の所管する区域にまたがる場合には、1及び3から6までにかかわらず、総合事務所長は、申請書等に対する処分に関する意見を付した上で、申請書等が市町村に送付された日（申請書等の不備等について補正を求めた場合にあっては、当該補正がなされた日）から起算して原則として20日以内（ただし、法第26条第1項の規定による届出書にあっては10日以内）に、生活環境部長に当該申請書等を送付するものとする。

8（処理簿の整理及び保存）

総合事務所長は、許認可DBへの登録をもって様式第3の自然公園許認可処理簿の作成に代え、これを永久に保存するものとする。

第5 生活環境部の事務

1（事前指導）

生活環境部長は、第4の7の規定により2以上の総合事務所の所管する区域にまたがる区域で実施される国定公園事業又は自然公園の区域内の規制行為のうち知事権限に係るものについて相談を受けたときは、これらの事業又は行為の内容及びこれらに係る申請書等の内容が、法、法施行令及び法施行規則又は条例及び条例施行規則並びにこの要領に照らして適切なものになるよう指導するものとする。なお、指導に際しては、行政手続法第32条から第36条まで（県立自然公園に係るものにあっては鳥取県行政手続条例第31条から第35条まで）の規定に留意するものとする。

2（受理及び補正）

生活環境部長は、所管の総合事務所の長から第4の7の規定により申請書等（届出書を除く。以下この項において同じ。）の送付を受けたときは、当該申請書等について不備等がないことを確認し、不備等がある場合には相当の期限を定めて申請書等の提出者に補正させるものとする。

なお、知事は、申請書等に受付印を押印する等の方法により所管の総合事務所の長から申請書等が送付された日を明確にしておくとともに、申請書等の不備等について補正を求めた場合にあっては、指導等の内容及び指導等に要した期間を明確にしておくものとする。

3（知事権限に係る申請書等の処理）

知事は、所管の総合事務所の長から第4の7の規定により送付を受けた申請書等が知事権限に係るものである場合は、当該申請書等が市町村に提出された日（申請書等の不備等について補正を求めた場合にあっては、当該補正がなされた日）から起算して原則として1月以内に、法令等に定められた審査基準に基づき、様式第2に定める審査表により審査し、必要に応じて申請等に係る区域を所管する総合事務所長の意見を聞いて処分を行うものとする。また、処理完結の都度許認可DBに許認可等の内容を登録するとともに、その概要がわかるもの（位置図、申請書の写し）を添付するものとする。

なお、当該処分が国立公園に係るものである場合は、処分を行った後速やかに法施行規則附則第5項に規定する事項を記載した書類を環境大臣に提出するものとする。

4（環境大臣権限に係る申請書等の処理）

知事は、所管の総合事務所の長から第4の7の規定により送付を受けた申請書等が環境大臣権限に係るものである場合は、当該申請書等に対する処分に関する意見を付した上で、申請書等が市町村長に送付された日（申請書等の不備等について補正を求めた場合にあっては、当該補正がなされた日）から起算して原則として1月以内（ただし、法第26条第1項の規定による届出書にあっては15日以内）に、環境大臣に副申するものとする。

また、処理完結の都度許認可DBに許認可等の内容を登録するとともに、その概要がわかるもの（位置図、申請書の写し）を添付するものとする。

5（指令書等の写しの送付）

特例条例第2条の規定により市町村長を経由して行われた申請等に対する処分がなされたときは、当該処分に係る指令書等の写しを所管の総合事務所の長を経由して当該市町村長に送付するものとする。

6（処理簿の整理及び保存）

生活環境部長は、許認可DBへの登録をもって様式第3の自然公園許認可処理簿の作成に代え、これを永久に保存するものとする。

第3節 公園計画図等の備え付け

第6 事務所等において備え付けるべき関係図書

生活環境部長及び各総合事務所長は、次の関係図書を備え付け、公にするものとする。

- (1) 法、法施行令及び法施行規則
- (2) 条例及び条例施行規則
- (3) 自然公園の区域及び計画図
- (4) 自然公園の指定書及び計画書
- (5) 自然公園の管理計画書
- (6) 自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法
- (7) 鳥取県立自然公園特別地域内における行為の審査基準
- (8) 国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準

第3章 公園事業

第1節 一般的事項

第7 本章において規定する事項

本章は国定公園及び県立自然公園に係る公園事業（以下、「公園事業という。」）について定めたものであり、国立公園事業に関しては環境省が「国立公園事業取扱要領（平

成15年 3 月31日環境省自然環境局長通知)」等に基づき処分を行うので留意すること。

第 8 公園事業の執行に係る申請書等の様式

公園事業の執行に関する申請、協議、届出、報告等は、それぞれ次に定める様式により行うものとする。

なお、公園事業の執行に係る認可申請書、協議書、認可事項変更承認申請書又は同意事項変更協議書の記載事項のうち、「施設の規模及び構造」については、「国立公園事業取扱要領について（平成12年 3 月31日環境庁自然保護局通知）」別添 2 によること。

- (1) 国立公園に係るもの 「国立公園事業取扱要領別紙」別記様式に準じるものとし、同様式中次表の左欄に掲げる字句をそれぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えたもの

国立公園事業取扱要領別記様式中の字句	読 み 替 え
国立公園	国定公園
環境大臣／自然保護事務所長	鳥取県知事／〇〇総合事務所長
自然公園法第 9 条	自然公園法第10条
自然公園法施行令（第16条において準用する）第〇条第〇項の規定に基づき、次のとおり申請（協議）します。	自然公園法施行令第17条において準用する第〇条第〇項の規定に基づき、次のとおり申請（協議）します。
自然公園法施行令第11条	自然公園法施行令第17条において準用する第11条

- (2) 県立自然公園に係るもの （条例施行規則様式第 1 号～様式第12号）

第 9 公園事業の執行に関する認可等に際しての条件

- 1 （認可又は承認に際しての条件）

法施行令第17条において準用する法施行令第 9 条（県立自然公園に係るものにあつては、条例施行規則第 9 条）の規定による条件は、付された条件が履行されない場合は法施行令第14条第 2 項（県立自然公園に係るものにあつては条例施行規則第11条第 2 項）の規定により認可を取り消し得ることから、具体的かつわかりやすい表現を用い、原則として国立公園事業取扱要領の別表に掲げる例文によるものとする（必要に応じ「国立公園」を「国定公園」又は「県立自然公園」と読み替えて用いること）。ただし、安全、快適性の確保等利用の観点から施設の管理等に関して付す条件については、必要に応じて当該別表に掲げる例文によらず適切なものを付すことができる。

- 2 （同意に際しての留意事項）

公共団体が行う公園事業の執行に係る同意に際しては、国立公園事業取扱要領の別表に掲げる例文により留意事項を付すことができるものとする。ただし、公園事業の執行に際して必要不可欠な事項については、協議内容の変更を求めることとし、変更が行われない場合にあつては、当該協議に同意しないものとする。

第 2 節 執行の認可、同意等

第10 公園事業の執行に係る認可申請又は協議についての審査事項

公園事業の執行に係る認可申請、協議、認可事項変更承認申請又は同意事項変更協議に対し処分を行う際は、次に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 公園計画及び公園事業の決定との整合性
- (2) 行為地及び行為地周辺の状況
- (3) 申請人の資産状況及び執行能力
- (4) 当該申請又は協議に係る事業施設の管理又は経営方法の適否
- (5) 当該申請又は協議に係る事業執行の必要性及びその効果
- (6) 当該申請又は協議に係る事業執行が風致、景観又は風景に及ぼす支障の有無
- (7) 土地所有者の諾否
- (8) 自然公園法（県立自然公園に係るものにあつては鳥取県立自然公園条例）違反の有無
- (9) 他法令による処分の状況
- (10) その他認可、承認又は同意の判断に必要な事項

第11 執行の認可、同意又は承認の基準等

1（執行の認可、同意又は承認の基準）

公園事業の執行の認可、同意、認可事項変更承認又は同意事項変更同意は、次に掲げる要件に適合するものについて行うものとする。

- (1) 公園事業の内容が、公園計画及び公園事業の決定内容に適合すること。
- (2) 付帯施設がある場合には、当該施設が「国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」（平成3年7月5日付け環自計第128号及び環自国第385号自然保護局長通知）の内容に適合するものであること。
- (3) 保護のための施設に関する事業にあつては当該公園の保護上の効果、利用のための施設に関する事業（以下「利用施設事業」という。）にあつては当該公園の利用上の効果がそれぞれ認められるものであるとともに、これらの事業の執行がそれぞれ当該公園の利用又は保護に支障を及ぼすものでないこと。
- (4) 利用施設事業については、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと。
- (5) 施設の構造及び設備に関し、安全性が十分確保されていること。
- (6) 利用施設事業については、施設の構造及び設備に関し、利用上の快適性に十分配慮されていること。
- (7) 施設の管理又は経営の方法が適切であること。
- (8) 公園事業の執行者が十分な事業執行能力を有していること。
- (9) 公園事業の執行が、他の法令の規定により免許、許可、認可その他の処分を要するものであるときは、その処分が得られる見込みがあること。
- (10) 公園事業の申請又は協議の内容において、工事等の実施を含むものであつて当該工事等について他の法令の規定により許可、認可その他の処分を要するものであるときは、その処分が得られる見込みがあること。

2（基準の取扱い）

1で定めた事項は、行政手続法第5条第1項（県立自然公園に係るものにあつては行政手続条例第5条第1項）に規定する審査基準及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の2第1項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととする。

第3節 供用開始期日の指定等

第12 供用開始期日の指定

1（供用開始期日を指定すべきもの）

施設の供用を開始すべき期日は、原則として事業の執行の認可若しくは同意を行うとき、又は最大宿泊者数の変更等当該公園の利用に相当程度の影響が生じると認められる事項の変更を伴う事業の執行の認可事項変更承認若しくは同意事項変更同意を行うときに指定するものとする。

2（供用開始期日の指定の方法）

施設の供用開始期日の指定は、指令書又は回答書に付記して行うものとし、原則として国立公園事業取扱要領の別表に掲げる例文によるものとする（必要に応じ「国立公園」を「国定公園」又は「県立自然公園」と読み替えて用いること）。

第13 供用開始期日の延期に係る承認申請又は協議についての審査事項

供用開始期日の延期に係る承認申請又は協議に対して処分を行う際は、次に掲げる事項について審査するものとする。

- （1） 期日の延期の必要性
- （2） 期日の延期による当該公園の利用上の支障の有無
- （3） その他承認又は同意の適否の判断に必要な事項

第14 供用開始期日の延期の承認等の基準等

1（供用開始期日の延期の承認等の基準）

供用開始期日の延期の承認又は同意は、次に掲げる要件に適合するものについて行うものとする。

- （1） 期日の延期がやむを得ないと認められる事情によるものであること。
- （2） 期日の延期により当該公園の利用上重大な支障が生じるおそれのないものであること。
- （3） 延期後の期日までに供用を開始することが確実であること。

2（基準の取扱い）

1で定めた事項は、行政手続法第5条第1項（県立自然公園に係るものにあつては行政手続条例第5条第1項）に規定する審査基準及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の2第1項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととする。

第15 延期後の供用開始期日の指定

1（延期後の供用開始期日の上限）

延期後の施設の供用開始期日については、原則として従前の供用開始期日から起算して1年を超えない範囲で定めるものとする。ただし、特別の事情があると認められる場合はこの限りでない。

2（延期後の供用開始期日の指定方法）

供用開始期日の延期の承認又は同意に当たっては、指令書又は回答書において延期された期日を指定して行うものとし、原則として国立公園事業取扱要領の別表に掲げる例文によるものとする（必要に応じ「国立公園」を「国定公園」又は「県立自然公園」と読み替えて用いること）。

第4節 休止又は廃止の承認

第16 休止又は廃止に係る承認申請についての審査事項

公園事業の休止又は廃止に係る承認申請に対し処分を行う際は、次に掲げる事項について審査するものとする。

- （1） 休止又は廃止の必要性

- (2) 休止又は廃止による当該公園の保護又は利用上の支障の有無
- (3) その他承認の適否の判断に必要な事項

第17 休止又は廃止の承認の基準等

1 (休止又は廃止の承認の基準)

公園事業の休止又は廃止の承認は、次に掲げる要件に適合するものについて行うものとする。

- (1) 休止又は廃止がやむを得ないと認められる事情によるものであること。
- (2) 休止又は廃止により自然公園の保護又は利用上重大な支障が生じるおそれのないものであること。
- (3) 休止については、休止の予定期間終了後、施設の供用を再開することが確実であるととも休止期間中、施設の管理が適切に行われるものであること。
- (4) 廃止については、廃止後、施設の撤去等により当該公園の保護又は利用上支障が生じないよう措置がとられているものであること。

2 (基準の取扱い)

1で定めた事項は、行政手続法第5条第1項（県立自然公園に係るものにあつては行政手続条例第5条第1項）に規定する審査基準として取り扱うこととする。

第5節 譲渡承継の承認の基準

第18 譲渡承継に係る承認申請についての審査事項

公園事業の譲渡承継に係る承認申請に対し処分を行う際は、次に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 譲渡承継の必要性
- (2) 譲渡承継により生じる当該公園の保護又は利用上の支障の有無
- (3) その他承認の適否の判断に必要な事項

なお、譲渡承継に伴って公園事業の用に供する施設について財産の移転が行われる場合は、譲渡承継の承認を受けた後に当該財産を移転するよう指導するものとする。

また、その他特殊な事例については、「国立公園事業取扱要領について」の別添3に従い処理するものとする。

第19 譲渡承継の承認の基準等

1 (譲渡承継の承認の基準)

譲渡承継の承認は、次に掲げる要件に適合するものに行うものとする。

- (1) 経済的又は社会的事情により譲渡人による公園事業の執行の継続が困難と認められ、又は譲渡承継により自然公園の利用上の効果が高められると認められるものであること。
- (2) 利用施設事業については、譲渡承継後も特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと。
- (3) 利用施設事業については、譲渡承継後も利用上の安全性及び快適性を確保するため適切に施設の管理又は経営がなされるものであること。
- (4) 前号のほか、譲渡承継後の施設の管理又は経営の方法が適切であること。
- (5) 譲受人の事業執行能力が確実であること。
- (6) 他の法令の規定により免許、許可、認可その他の処分を要するときは、当該処分を受けた者の地位を譲受人が譲渡人から承継し、又は新たに得る確実な見込みがあること。

2 (基準の取扱い)

1 で定めた事項は、行政手続法第 5 条第 1 項（県立自然公園に係るものにおいて行政手続条例第 5 条第 1 項）に規定する審査基準として取り扱うこととする。

第 6 節 施設の管理又は経営

第20 施設又はその管理若しくは経営の方法の改善命令

1（改善命令を行うべきもの）

施設又はその管理若しくは経営の方法の改善命令は、公園事業に係る施設又はその管理若しくは経営方法が、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 施設又はその管理若しくは経営方法が公園事業として不適当と認められるとき
- (2) その他当該地区の自然状況及び利用状況の変化等により施設又はその管理若しくは経営方法を改善することが適当と認められるとき

2（弁明の機会の付与等）

施設又はその管理若しくは経営の方法の改善を命ずる場合には、行政手続法第29条から第31条まで（県立自然公園に係るものにおいて鳥取県行政手続条例第28条から第30条まで）の規定により、弁明の機会を付与するものとし、処分に当たっては、行政手続法第14条（県立自然公園に係るものにおいて鳥取県行政手続条例第14条）の規定により指令書にその理由を記載するものとする。

第 7 節 国の機関が執行する国定公園事業等

第21 国の機関が執行する国定公園事業の取扱い

法第55条第 4 項の規定に基づく国の機関が執行する国定公園事業の執行に係る協議については、法第10条第 2 項に規定する公共団体の執行する国定公園事業について法施行令、法施行規則及びこの要領が定めるところに準じて取り扱うものとする。

第22 手続規定のない公園事業の執行について

県が執行する国定公園事業若しくは国、県又は市町村が執行する県立自然公園事業についてはその執行に係る手続が法に定められていないが、生活環境部長又は各総合事務所長は、適正な公園事業の執行を図り、また公園事業の執行状況を把握するため、当該事業の執行に当たっては事業執行者に本要領に準じた形で協議書又は通知書を提出させるものとする。

第 8 節 違反行為

第23 違反行為の防止方法

総合事務所長は、次に掲げる方法により所管区域における公園事業の執行に関する違反行為の防止に努めるものとする。

- (1) 公園事業者に対し、法令の趣旨及び規定の内容を機会あるごとに周知すること。
- (2) 巡視を励行すること。
- (3) 申請者等に対し、当該申請に係る処分を受ける以前に工事等に着手しないよう指導すること。
- (4) 認可若しくは承認を受けた事項、同意を得た事項若しくは届出のあった事項又は認可に当たり付した条件を確実に履行するよう指導すること。

第24 違反行為に対する措置

総合事務所長は、所管区域における公園事業に係る違反行為を発見したときは、次に

掲げる措置を講ずるものとする。なお、違反への対応に当たっては、指導等の経過を記録することに努めることとし、相手方への指導等は原則として文書により行うものとする。

- (1) 違反行為の中止を勧告するとともに、速やかに当該違反行為の内容及び状況を調査し、違反者に対して適切な指示をすること。
- (2) 違反行為の態様が悪質である等特に必要があると認める場合は、法施行令第17条において準用する法施行令第14条第2項（県立自然公園に係るものにあつては鳥取県立自然公園条例第11条第2項）の規定により当該公園事業の認可の取消しの手続をとること。
- (3) 違反行為が同時に他の法令にも違反する場合は、速やかに当該法令に係る関係行政庁に連絡すること。

第9節 認可の取消し

第25 認可の取消しに当たっての聴聞手続等

法施行令第17条において準用する法施行令第14条第2項（県立自然公園に係るものにあつては鳥取県立自然公園条例第11条第2項）の規定により公園事業の執行の認可を取り消す場合には、行政手続法第15条から第28条まで（県立自然公園に係るものにあつては鳥取県行政手続条例第15条から第27条まで）の規定により聴聞を行うとともに、処分に当たっては、行政手続法第14条（県立自然公園に係るものにあつては鳥取県行政手続条例第14条）の規定により指令書にその理由を記載するものとする。

第10節 原状回復命令等

第26 原状回復命令等に当たっての手続

法施行令第17条において準用する法施行令第15条の規定により国定公園に係る公園事業に関する原状回復等を命ずる場合には、行政手続法第29条から第31条までの規定により弁明の機会を付与するものとし、処分に当たっては、行政手続法第14条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。

第11節 不承認等の指令書の交付

第27 不承認処分等に係る指令書の交付の取扱い

不認可、認可の取消し、不承認、申請の許可（申請書等の返戻）、原状回復命令等の処分に係る指令書の交付に当たっては、処分の内容を名あて人に確実に伝達するとともに、処分のあったことを知った日を明確にするため、当該指令書を直接名あて人に交付の上、捺印のある受領書を受ける、又は配達証明扱いで郵送することにより交付することとする。

なお、当該指令書には、行政手続法第8条（県立自然公園に係るものにあつては行政手続条例第8条）の規定によりその理由を記載するものとする。

第4章 許可、届出等

第1節 一般的事項

第28 許可申請書、届出書等の様式

特別地域、特別保護地区、海中公園地区又は普通地域内において行う行為に関する申請、届出、又は普通地域内行において行う行為に関する届出に対する通知は、それぞれ次

に定める様式により行うものとする。

なお、国立公園又は国定公園に関する許可申請に係る行為が法施行規則第10条第3項又は同条第4項に該当する場合には、同条第3項各号に掲げる書類の添付が必要となるので留意すること。

- (1) 国立公園に係るもののうち環境大臣権限に係るもの 「国立公園の許可、届出等の取扱要領（平成15年3月31日環境省自然環境局長通知）」別記様式
- (2) 国立公園に係るもののうち知事権限に係るもの 「国立公園の許可、届出等の取扱要領」別記様式に準じるものとし、同様式中「環境大臣」を「鳥取県知事」又は「東部／中部／西部／日野総合事務所長」に読み替えたもの
- (3) 国定公園に係るもの 「国立公園の許可、届出等の取扱要領」別記様式に準じるものとし、同様式中「国立公園」を「国定公園」に、「環境大臣」を「鳥取県知事」又は「東部／中部／日野総合事務所長」に読み替えたもの
- (4) 県立自然公園に係るもの （条例施行規則様式第13号～様式第15号。ただし、必要に応じて「鳥取県知事」を「東部／中部／日野総合事務所長」に読み替えることとする）

第29 各種行為の主従の判断

工作物を新築しようとする際に木竹の伐採、土地の形状変更等を伴う場合など、許可申請又は届出の内容に、法第13条第3項各号、第14条第3項各号及び第24条第3項各号又は第26条第1項各号に掲げる行為のうち複数の行為が含まれている場合であって、行為の主従の判断が可能なものにあつては、主たる行為を手続対象行為とし、その他の行為は関連行為として申請書又は届出書（以下この項において「申請書等」という。）にその旨明記させるものとする。ただし、次に掲げる場合及び主たる行為以外の行為として申請書等に記載されている内容が、主たる行為に伴って通常必要とされる行為の範囲を超えると判断される場合には、それぞれの行為を手続対象行為とする。

- (1) 工作物の新築のための敷地を造成するために水面を埋め立てる場合には、水面の埋立及び工作物の新築として取り扱うものとする。
- (2) その高さが13メートル以上（普通地域内にあつては高さ30メートル超）であり、かつ、容易に移転し、又は除却することができない構造の鉄塔（やぐら）を設けてボーリングを行う場合は、工作物の新築及び土石の採取として取り扱うものとする。

第30 関連した諸行為の取扱い

地質調査ボーリングとダム等の建設、発電所建設と送電線架設、温泉ボーリングと給湯管布設等一定の計画に基づいて行う関連した諸行為については、あらかじめ当該計画の概要を当初の申請書又は届出書に添付させ、計画全体につきその適否を判定することにより、当初の申請又は届出に係る行為とその後の申請又は届出に係る行為に対する処分が矛盾しないよう措置するものとする。

第31 各保護計画区域をまたがる行為の取扱い

- 1 （特別保護地区、特別地域、普通地域をまたがる行為の取扱い）

特別保護地区、特別地域、普通地域の各区域にまたがる行為であつて、特別保護地区内行為許可申請、特別地域内行為許可申請、普通地域内行為届出などそれぞれの区域において手続が必要となる場合は、同一の者により一体的に行われる場合であっても、各区域毎に手続を行わせるものとする。ただし、それぞれの手続書類を併せて提出し、一つの手続書類の添付図面等中に他の手続に係る行為の内容を示させることにより、他の手続書類の添付図面等を法施行規則第15条の3第3項（県立自然公園に係るものにあつては条例施行規則第19条第3項）の規定により省略させることができる。

2（普通地域内行為に対する措置命令等の期間延長）

普通地域内の行為に対して禁止、制限又は必要な措置を命ずる処分を行う必要があるか否かを、特別地域等内の行為の許可申請の審査と同時にを行う必要があると認めるときは、第38の規定の例により、法第26条第2項（県立自然公園に係るもの）にあっては条例第13条第2項）の規定による命令を行うことができる期間を延長するものとする。

第32 国立公園における処分権限のまたがる行為の取扱い

1（国立公園における処分権限のまたがる行為に関する手続書類）

国立公園の特別地域、海中公園地区又は普通地域内において行われるに関連する行為であって、その許可又は届出受理の権限が環境大臣にあるものと、令附則第3項の規定により知事にあるものについて、一の申請書又は届出書が提出されたときは、環境大臣が処分を行うべき行為について知事は処分を行うことができず、また、都道府県知事が処分を行うべき行為について環境大臣は処分を行うことができないことから、環境大臣が処分を行うべき行為に係る部分を申請又は届出の内容から除外し、当該部分に係る申請書又は届出書については環境大臣に提出するよう申請者又は届出者に補正の指示を行うものとする。

2 令附則第3項第1号及び第2号の規定により知事が行う事務に係る行為の区分については、次に掲げる事項に留意するものとする。

（1） 工作物の「高さ」とは、地上に露出する部分の最高部と最低部との差（建築物にあっては建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する「建築設備」を含めて算定する。）をいうものとし、「水平投影面積」とは、当該工作物の占める空間の水平投影面積をいうものとする。

なお、道路にあっては、「高さ」は横断図の測点ごとの最高の法肩と最低の法尻の差のうち最大のものをいい、また、「水平投影面積」は路肩から路肩までの部分（側溝が接する場合にはこれを含む。）を算定するものとする（別添「工作物の高さ及び水平投影面積の測定例」参照）。

（2） 「住宅」とは、専ら日常生活の本拠として利用するために設置される建築物（居住の用に供する部分が延べ面積の2分の1以上である併用住宅を含む。）をいうものとするが、分譲又は貸付けを目的とした集合住宅、会社等の設置する従業員宿舎は「住宅」に含まないものとする。

（3） 「仮工作物」とは、その構造が、容易に移転し、又は除却することができるもの（自力で移動することができない廃車等を単に地上に置いて食堂等の施設として使用している場合を含む。）であって、かつ、設置期間が3年を超えない工作物をいうものとする。

なお、「許可を受けた行為に必要な工事用の仮工作物」の新築、改築又は増築は法施行規則第12条第6号の規定により許可を要しない行為としているが、当該仮工作物は直接工事に関わる工作物をいうものとし、資材を他の場所から搬入するための仮索道等はこれに含まないものとする。

（4） 同一敷地内に数個の工作物をそれぞれ独立して設置する場合には、その行為が一括して申請された場合においても、個々の工作物がそれぞれ令附則第3項第1号イに定める規模を超えないものであれば、知事権限に係る行為として取り扱うものとする。

（5） 「土石を採取すること」とは、温泉ボーリング、地質調査ボーリング等も含め、土石を採取して行為地外に持ち出す行為をいい、「土地の形状を変更すること」とは行為後において行為地内における土石の総量が減少しない行為をいうものとする。

なお、法施行規則第12条第19号の規定により許可を要しないこととされている

「土地の形状を変更するおそれのない範囲内で土石を採取すること」とは、小石を拾う程度の行為をいうものとする。

- (6) 標識、案内板、広告塔、遭難慰霊碑、銅像等の工作物は、「広告物その他これに類する物」として取り扱うものとする。

第2節 許可

第33 許可申請書についての審査事項

許可申請書に対し処分を行う際には、次に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 公園計画との関係
- (2) 行為地及び行為地周辺の状況
- (3) 施行方法の適否
- (4) 風致景観又は行為地周辺の環境に及ぼす影響
- (5) 他法令による処分の状況
- (6) 土地所有者の諾否
- (7) その他許可の判断に必要な事項

第34 許可に関する審査基準

1 (許可に関する審査基準)

許可申請の許可の適否の審査に当たっての基準は、それぞれ次表に掲げるとおりとする。

国立公園に係るもの	①法施行規則第11条に規定する許可基準 ②法施行規則第11条第32項の規定に基づき環境大臣が定める許可基準の特例 ③国立公園管理計画(※)の風致景観の管理に関する事項の許可、届出等取扱方針(以下「取扱方針」という。) (※)「国立公園管理計画作成要領について」(昭和55年7月21日環自保第331号自然保護局長通知)に基づき定められた国立公園管理計画をいう。 ④「自然公園法の行為許可の基準の細部解釈及び運用方法」(平成12年8月7日環自計第171号、環自国第448-1号自然保護局長通知)
国定公園に係るもの	①法施行規則第11条に規定する許可基準 ②法施行規則第11条第32項の規定に基づき知事が定める許可基準の特例 ③「自然公園法の行為許可の基準の細部解釈及び運用方法」(平成12年8月7日環自計第171号、環自国第448-1号自然保護局長通知)
県立自然公園に係るもの	①「鳥取県立自然公園特別地域内における各種行為に関する審査基準」(平成13年3月1日景第375号鳥取県知事通知)

2 (基準の取扱い)

前記の定めは、行政手続法第5条第1項（県立自然公園に係るものにあつては行政手続条例第5条第1項）に規定する審査基準として取り扱うこととする。

第35 許可後における内容の変更手続き

法施行規則第10条第1項第1号から第6号まで（県立自然公園に係るものにあつてはこれを準用する）に規定する申請内容又は法第25条（県立自然公園に係るものにあつては条例第12条）の規定による条件により確定された工事の着手若しくは完了の日の内容を、当該許可を受けた後に変更しようとする場合は、新たな申請を行わせるものとする。

なお、この場合においては許可申請書の備考欄に、既に許可を受けたものの変更である旨、当該許可処分の日付及び番号並びに許可に付された条件、その他必要な事項を記載させるものとする。

ただし、法施行規則第10条第1項第1号（県立自然公園に係るものにあつてはこれを準用する）に掲げる事項の変更については、申請者が同一人である場合に限り当該事項を届け出ることによって足りるものとする。

第36 国定公園における許可等の処分に際しての環境大臣への協議

各総合事務所長は、国定公園特別保護地区、特別地域又は海中公園地区内行為の許可を行うに当たっての法第13条第5項、第14条第5項又は第24条第5項の規定による環境大臣への協議は、生活環境部を経由せず直接行うこととする。

第3節 届出

第37 普通地域内行為の届出書の受理等

受理した届出書については、次の各号に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 公園計画との関係
- (2) 行為地及び行為地周辺の状況
- (3) 施行方法の適否
- (4) 公園の風景又は行為地周辺の環境に及ぼす影響
- (5) 他法令による処分の状況
- (6) 土地所有者の諾否
- (7) その他届出に係る措置の判断に必要な事項

第38 普通地域内における行為の措置命令等

1 (措置命令等の処分の基準)

処分は、国立公園に係るものについては取扱方針及び国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準（平成13年5月28日付け環自国第212号環境省自然環境局長通知。以下この項において「処理基準」という。）、国定公園及び県立自然公園に係るものにあつては処理基準によるほか、風景を保護するために必要があると認める場合に行うものとする。

2 (基準の取扱い)

1の取扱方針及び処理基準は、行政手続法第12条第1項（県立自然公園に係るものにあつては行政手続条例第12条第1項）に規定する処分基準として取り扱うこととする。

3 (弁明の機会の付与)

法第26条第2項（県立自然公園に係るものにあつては条例第13条第2項）の規定により禁止、制限又は必要な措置を命ずる処分を行おうとする場合には、行政手続法第29条から第31条まで（県立自然公園に係るものにあつては行政手続条例第28条から第

30条までの規定により、弁明の機会を付与するものとし、処分に当たっては、行政手続法第14条（県立自然公園に係るものにあつては行政手続条例第14条）の規定により指令書にその理由を記載するものとする。

4（措置命令等を行うことができる期間の延長）

実地の調査をする必要があるとき、弁明の機会の付与に時間を要するときその他届出を受理した日から30日以内に法第26条第2項（県立自然公園に係るものにあつては条例第13条第2項）の処分を行うことができない合理的な理由があるときは、法第26条第4項（県立自然公園に係るものにあつては条例第13条第4項）の規定に基づき同条第2項の規定による命令を行うことができる期間を延長することとし、その旨及び延長する理由を届出者に通知するものとする。

第4節 国の機関等が行う行為

第39 国立公園における国の機関等が行う行為の意見照会

国立公園における国の機関が行う行為について、「国立公園の許可、届出等取扱要領」第17の1の規定により自然保護事務所長から知事に意見照会があつた場合には、各総合事務所長は所管の関係する市町村長に意見照会を行うものとする。

なお、当該行為が2以上の総合事務所の所管区域等にまたがる土地に係るものである場合には、市町村長への意見照会は生活環境部長が当該行為地を所管する総合事務所を経由して行うものとする。

第40 国定公園又は県立自然公園における国等の機関が行う協議

法第56条の規定による国定公園における国の機関が行う行為の協議又は通知、若しくは条例第16条の規定による県立自然公園における国の機関又は地方公共団体が行う行為の協議又は通知は、本要領に定めるところに準じて取り扱うものとする。

なお、各総合事務所長は、国定公園特別保護地区、特別地域又は海中公園地区内行為に係る国の機関が行う協議があつた場合における法第56条第2項の規定による環境大臣への協議は、生活環境部を経由せず直接行うこととする。

第5節 違反行為

第41 違反行為の予防及び発見

各総合事務所長は、許可又は届出に関して次に掲げる方法により違反行為の予防及び発見に努めるものとする。

- （1） 国立公園については環境省地方環境事務所（以下「環境事務所」という。）及び関係地方公共団体、国定公園及び県立自然公園については関係地方公共団体と連携して、自然公園内及び周辺地域の住民、事業者等に対し、法令の趣旨及び規定の内容を機会あるごとに周知させること。
- （2） 公園の区域図及び公園計画図を常に整理し、関係者の求めに応じ随時供覧できるよう備えること。
- （3） 巡視を励行すること。
- （4） 申請者又は届出者に対し、許可処分を受ける前又は着手制限期間の経過前に行爲に着手しないよう指導すること。
- （5） 条件を付して許可された行為又は制限され若しくは必要な措置を命ぜられた行為については、当該条件又は制限若しくは措置命令の履行を監督すること。

第42 違反行為に対する措置

各総合事務所長は、それぞれの所轄区域における許可又は届出に関して違反行為を発見したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。なお、違反処理については、指導等の記録に努めることとする。

また、国立公園に係る違反行為については、環境事務所長と相互に連絡を取り合い、対応を協議するものとする。

(1) 違反行為の中止を勧告すること。

(2) 知事権限に係る行為に関する違反行為を審査し、必要と認めるときは中止又は原状回復その他必要な措置を命ずること。

なお、原状回復その他必要な措置命令に従わない場合において、当該状況を放置することが公園の風致景観又は風景に著しく支障を与えるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定により必要な措置を行うこと。

(3) 違反行為の態様が悪質である等、特に必要があると認める場合は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条及び第241条の規定により告発の手続きをとること。

なお、告発に当たっては、あらかじめ司法当局と調整を行うこと。

(4) 違反行為が他の法令の規定による違反行為と重複するときは、速やかに当該法令に係る関係行政庁に連絡すること。

(5) 行為の中止を勧告した時点で、当該違反行為により災害の発生のあると認められる場合には、早急に災害防止のための応急措置がとられるよう取り計らうこと。

第43 違反行為に対する中止命令等の手続

法第27条第1項（県立自然公園に係るものにあつては条例第条14条）の規定により中止又は原状回復等を命ずる場合には、行政手続法第29条から第31条まで（県立自然公園に係るものにあつては行政手続条例第条28条から第30条まで）の規定により、弁明の機会を付与するものとし、処分に当たっては、行政手続法第14条（県立自然公園に係るものにあつては行政手続条例第14条）の規定により指令書にその理由を記載するものとする。

なお、中止を命ずる場合で、公益上緊急に処分する必要がある等行政手続法第13条第2項（県立自然公園に係るものにあつては行政手続条例第13条第2項）に該当する場合は、弁明の機会の付与の手続きを執らずに速やかに処分を行うこと。

第6節 不許可等の指令書の交付

第44 不許可処分等に係る指令書の交付の取扱い

不許可、申請の許可（申請書等の返戻）、中止命令、又は措置命令等の処分に係る指令書の交付に当たっては、処分の内容を名あて人に確実に伝達するとともに、処分のあったことを知った日を明確にするため、当該指令書を直接名あて人に交付の上、捺印のある受領書を受ける、又は配達証明扱いで郵送することにより交付することとする。

なお、当該指令書には、行政手続法第8条（県立自然公園に係るものにあつては行政手続条例第8条）の規定によりその理由を記載するものとする。

附 則

この要領は、平成16年9月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年 9 月25日から施行する。

書 類 の 経 由 (1 つ の 総 合 事 務 所 管 内 に 係 る も の) 国 立 公 園 事 業 関 係

区 分	経 由	備 考
執行認可 (同意) 等 請		・法第9条第2項の規定に基づく公園事業の執行に係る協議 ・法施行令第16条において準用する令第6条第1項の規定に基づく公園事業の執行に係る変更協議
		・法第9条第3項の規定に基づく公園事業の執行に係る認可 ・法施行令第6条第1項の規定に基づく公園事業の執行に係る変更承認 ・法施行令第7条、令第8条第1項に基づく公園事業の執行に係る承認
届 出		・法施行令第5条、令第11条、令第16条において準用する令第7条又は令第8条第1項に基づく公園事業の執行に係る届出
国の機関の協議		・法第55条第3項の規定に基づく国の機関が行う公園事業の執行に係る協議

- (注) 1  内は、当該処分等の権限者
 2 総合事務所長から生活環境部長へ送付する協議書、申請書、届出書は、概要のわかる部分の写しのみとする。

書 類 の 経 由 (1 つの総合事務所管内に係るもの) 国立公園許可・届出関係

区 分			経 由	備 考
特別地域・特別保護地区・海中公園	許可権限	大臣		・法第13条第3項（特別地域）、第14条第3項（特別保護地区）、第24条第3項（海中公園地区）の規定に基づく許可 （法施行令附則第3項に定める行為を除く）
	申請権限	知事		・法第13条第3項（特別地域）、第24条第3項（海中公園地区）の規定に基づく許可 （法施行令附則第3項に定める行為に限る）
	届出			・法第13条第6項～第8項、法第14条第6項・第7項、法第24条第6項・第7項の規定に基づく届出
普通地域	届出権限	大臣		・法第26条第1項の規定に基づく届出 （法施行令附則第3項に定める行為を除く）
	知事権限	知事		・法第26条第1項の規定に基づく届出 （法施行令附則第3項に定める行為に限る）
国の機関の協議等	協議			・法第56条第1項の規定に基づく国の機関が行う行為に係る協議
	通知			・法第56条第3項の規定に基づく国の機関が行う行為に係る通知

(注) 1 ☐ 内は、当該処分等の権限者

2 総合事務所長から生活環境部長へ送付する協議書、申請書、届出書は、概要のわかる部分の写しのみとする。

書 類 の 経 由 （ 1 つ の 総 合 事 務 所 管 内 に 係 る も の ） 国 定 公 園 事 業 関 係

区 分	経 由	備 考
執行認可 (同意) 等 請		・法第10条第2項の規定に基づく公園事業の執行に係る協議 ・法施行令第17条において準用する令第6条第1項の規定に基づく公園事業の執行に係る変更協議
		・法第10条第3項の規定に基づく公園事業の執行に係る認可 ・法施行令第17条において準用する法施行令第6条第1項の規定に基づく公園事業の執行に係る変更承認 ・法施行令第17条において準用する法施行令第7条、令第8条第1項に基づく公園事業の執行に係る承認
届 出		・法施行令第17条において準用する法施行令第5条、法施行令第11条、法施行令第7条又は法施行令第8条第1項に基づく公園事業の執行に係る届出
国の機関の協議		・法第55条第4項の規定に基づく国の機関が行う公園事業の執行に係る協議

- (注) 1 内は、当該処分等の権限者
 2 総合事務所長から生活環境部長へ送付する協議書、申請書、届出書は、概要のわかる部分の写しのみとする。

書 類 の 経 由 (1 つの総合事務所管内に係るもの) 国定公園許可・届出関係

区 分		経 由	備 考
特別地域・特別保護地区・海中公園	許可	申請者 → 申請書提出 → 市町村長 → 副 申 → 総合事務所長 総合事務所長 → 指令書(写)送付 → 市町村長 → 指令書交付 → 申請者	・法第13条第3項(特別地域)、第14条第3項(特別保護地区)、第24条第3項(海中公園地区)の規定に基づく許可
	申請 大臣協議案件	申請者 → 申請書提出 → 市町村長 → 副 申 → 総合事務所長(知事) → 協議 → 環境大臣 環境大臣 → 回答 → 総合事務所長 → 指令書(写)報告 → 環境大臣 総合事務所長 → 指令書(写)送付 → 市町村長 → 指令書交付 → 申請者	・法第13条第3項(特別地域)、第14条第3項(特別保護地区)、第24条第3項(海中公園地区)の規定に基づく許可のうち、法第13条第5項、第14条第5項、第24条第5項の規定による大臣協議が必要な案件
	届出	届出者 → 届出書提出 → 市町村長 → 進達(副申) → 総合事務所長	・法第13条第6項～第8項、法第14条第6項・第7項、法第24条第6項・第7項の規定に基づく届出
普通地域	届出	届出者 → 届出書提出 → 市町村長 → 進達(副申) → 総合事務所長 総合事務所長 → 通知書等(写)送付(通知書等が発せられた場合) → 市町村長 → 着手制限解除通知、措置命令等(必要により) → 届出者	・法第26条第1項の規定に基づく届出
国の機関の協議等	協議	協議者 → 協議書提出 → 市町村長 → 副 申 → 総合事務所長 総合事務所長 → 回答書(写)送付 → 市町村長 → 回答書交付 → 協議者	・法第56条第1項の規定に基づく国の機関が行う行為に係る協議
	協議 大臣協議案件	協議者 → 協議書提出 → 市町村長 → 副 申 → 総合事務所長(知事) → 協議 → 環境大臣 環境大臣 → 回答 → 総合事務所長 → 指令書(写)送付 → 環境大臣 総合事務所長 → 回答書(写)送付 → 市町村長 → 回答書交付 → 協議者	・法第56条第1項の規定に基づく国の機関が行う行為に係る協議のうち、第56条第2項の規定による大臣協議が必要な案件
	協議 通知	通知者 → 通知書提出 → 市町村長 → 副 申 → 総合事務所長 総合事務所長 → 要求書等(写)送付(要求書等が発せられた場合) → 市町村長 → 協議の要求書等交付(必要により) → 通知者	・法第56条第3項の規定に基づく国の機関が行う行為に係る通知

(注) 1 内は、当該処分等の権限者
 2 総合事務所長から生活環境部長へ送付する協議書、申請書、届出書は、概要のわかる部分の写しのみとする。

書 類 の 経 由 県立自然公園事業関係

区 分		経 由	備 考
執行認可等	申請	<pre>graph LR; A[申請者] -- 申請書提出 --> B[市町村長]; B -- 副 申 --> C[総合事務所長]; C -. 指令書(写)送付 .-> B; C -. 指令書交付 .-> A;</pre>	・ 条例第 8 条第 2 項の規定に基づく公園事業の執行に係る承認 ・ 条例施行規則第 6 条第 1 項の規定に基づく公園事業の執行に係る変更承認 ・ 条例施行規則第 4 条第 2 項、第 7 条又は第 8 条第 1 項の規定に基づく公園事業の執行に係る承認
	届出	<pre>graph LR; A[届出者] -- 届出書提出 --> B[市町村長]; B -- 進達(副申) --> C[総合事務所長];</pre>	・ 条例施行規則第 5 条又は第 10 条に基づく公園事業の執行に係る届出

(注) 1 ☐ 内は、当該処分等の権限者
2 総合事務所長から生活環境部長へ送付する協議書、申請書、届出書は、概要のわかる部分の写しのみとする。

書 類 の 経 由

県立自然公園許可・届出関係

別表

区 分	経 由	備 考
特 許 別 申 請 地 域	申請者 → 申請書提出 → 市町村長 → 副 申 → 総合事務所長 指令書(写)送付 指令書交付	・ 条例第11条第3項の規定に基づく許可
届 出	届出者 → 届出書提出 → 市町村長 → 進達(副申) → 総合事務所長	・ 条例第11条第4項又は第5項の規定に基づく届出
普 通 地 域	届出者 → 届出書提出 → 市町村長 → 進達(副申) → 総合事務所長 通知書等(写)送付(通知書等が廃せられた場合) 着手制限解除通知、措置命令等(必要により)	・ 条例第13条第1項の規定に基づく届出
国 協 の 機 関 等	協議者 → 協議書提出 → 市町村長 → 副 申 → 総合事務所長 回答書(写)送付 回 答 書 交 付	・ 条例第16条第1項の規定に基づく国の機関又は地方公共団体の行う行為に係る協議
通 知 の 協 議 等	通知者 → 通知書提出 → 市町村長 → 副 申 → 総合事務所長 要求書等(写)送付(要求書等が廃せられた場合) 協議の要求書等交付(必要により)	・ 条例第16条第2項の規定に基づく国の機関又は地方公共団体の行う行為に係る通知

- (注) 1 ☐ 内は、当該処分等の権限者
2 総合事務所長から生活環境部長へ送付する協議書、申請書、届出書は、概要のわかる部分の写しのみとする。

書 類 の 経 由 （ 2 以上 の 総合事務所所轄区域等にまたがる場合 ） 国立公園事業関係

区 分		経 由	備 考
執行認可 (同意) 等 請	協 議		・法第9条第2項の規定に基づく公園事業の執行に係る協議 ・法施行令第16条において準用する令第6条第1項の規定に基づく公園事業の執行に係る変更協議
	申 請		・法第9条第3項の規定に基づく公園事業の執行に係る認可 ・法施行令第6条第1項の規定に基づく公園事業の執行に係る変更承認 ・法施行令第7条、令第8条第1項に基づく公園事業の執行に係る承認
届 出			・法施行令第5条、令第11条、令第16条において準用する令第7条又は令第8条第1項に基づく公園事業の執行に係る届出
国の機関の協議			・法第55条第3項の規定に基づく国の機関が行う公園事業の執行に係る協議

(注) 1 ☐ 内は、当該処分等の権限者
 2 総合事務所長から生活環境部長へ送付する協議書、申請書、届出書は、概要のわかる部分の写しのみとする。

別表

書 類 の 経 由 （ 2 以上の総合事務所所轄区域等にまたがる場合） 国立公園許可・届出関係

区 分			経 由	備 考
特別地域・特別保護地区・海中公園	許可	大臣権限	申請者 → 申請書提出 → 市町村長 → 副 → 申 → 総合事務所長 → 副 → 申 (知 事) → 副 → 申 → 生活環境部長 → 副 → 申 → 環境大臣 指令書(写)送付 (総合事務所長 → 市町村長, 生活環境部長 → 総合事務所長, 環境大臣 → 生活環境部長) 指 令 書 交 付 (市町村長 → 申請者, 総合事務所長 → 市町村長, 生活環境部長 → 総合事務所長, 環境大臣 → 生活環境部長)	・ 法第13条第3項（特別地域）、第14条第3項（特別保護地区）、第24条第3項（海中公園地区）の規定に基づく許可 （法施行令附則第3項に定める行為を除く）
	申請	知事権限	申請者 → 申請書提出 → 市町村長 → 副 → 申 → 総合事務所長 → 副 → 申 (知 事) → 生活環境部長 → 環境大臣 指令書(写)送付 (総合事務所長 → 市町村長, 生活環境部長 → 総合事務所長) 指 令 書 交 付 (市町村長 → 申請者, 総合事務所長 → 市町村長) 指令書(写)報告 (生活環境部長 → 環境大臣)	・ 法第13条第3項（特別地域）、第24条第3項（海中公園地区）の規定に基づく許可 （法施行令附則第3項に定める行為に限る）
	届出		届出者 → 届出書提出 → 市町村長 → 進達（副申） → 総合事務所長 → 進達（副申） (知 事) → 生活環境部長 → 進達（副申） → 環境大臣	・ 法第13条第6項～第8項、法第14条第6項・第7項、法第24条第6項・第7項の規定に基づく届出
普通地域	届出	大臣権限	届出者 → 届出書提出 → 市町村長 → 進達（副申） → 総合事務所長 → 進達（副申） (知 事) → 生活環境部長 → 進達（副申） → 環境大臣 通知書等(写)送付(通知書等が発せられた場合) (総合事務所長 → 市町村長, 生活環境部長 → 総合事務所長, 環境大臣 → 生活環境部長) 着手制限解除通知、措置命令等（必要により）	・ 法第26条第1項の規定に基づく届出 （法施行令附則第3項に定める行為を除く）
	届出	知事権限	届出者 → 届出書提出 → 市町村長 → 進達（副申） → 総合事務所長 → 進達（副申） (知 事) → 生活環境部長 → 環境大臣 通知書等(写)送付(通知書等が発せられた場合) (総合事務所長 → 市町村長) 通知書等(写)送付(通知書等が発せられた場合)、届出書(写)送付 (生活環境部長 → 環境大臣) 着手制限解除通知、措置命令等（必要により）	・ 法第26条第1項の規定に基づく届出 （法施行令附則第3項に定める行為に限る）
国の機関の協議等	協議		協議書提出 協議者 ↔ 市町村長 ↔ 総合事務所長 ↔ 生活環境部長 ↔ 環境大臣 意見照会・回答 (市町村長 ↔ 総合事務所長, 総合事務所長 ↔ 生活環境部長, 生活環境部長 ↔ 環境大臣) 回答書(写)送付 (総合事務所長 → 市町村長, 生活環境部長 → 総合事務所長, 環境大臣 → 生活環境部長) 回 答 書 交 付 (市町村長 → 協議者, 総合事務所長 → 市町村長, 生活環境部長 → 総合事務所長, 環境大臣 → 生活環境部長)	・ 法第56条第1項の規定に基づく国の機関が行う行為に係る協議
	通知		通知書提出 通知者 ↔ 市町村長 ↔ 総合事務所長 ↔ 生活環境部長 ↔ 環境大臣 意見照会・回答 (市町村長 ↔ 総合事務所長, 総合事務所長 ↔ 生活環境部長, 生活環境部長 ↔ 環境大臣) <※> (市町村長 → 総合事務所長, 総合事務所長 → 生活環境部長, 生活環境部長 → 環境大臣) 協議の要求書等交付（必要により） (市町村長 → 通知者) <※> 要求書等(写) (要求書等が発せられた場合)、通知書(写)送付 (生活環境部長 → 通知者)	・ 法第56条第3項の規定に基づく国の機関が行う行為に係る通知

(注) 内は、当該処分等の権限者

書 類 の 経 由 （ 2 以上の総合事務所所轄区域等にまたがる場合） 国定公園事業関係

区 分		経 由	備 考
執行認可 (同意) 等 請	協 議		・法第10条第2項の規定に基づく公園事業の執行に係る協議 ・法施行令第17条において準用する令第6条第1項の規定に基づく公園事業の執行に係る変更協議
	申 請		・法第10条第3項の規定に基づく公園事業の執行に係る認可 ・法施行令第17条において準用する法施行令第6条第1項の規定に基づく公園事業の執行に係る変更承認 ・法施行令第17条において準用する法施行令第7条、令第8条第1項に基づく公園事業の執行に係る承認
	届 出		・法施行令第17条において準用する法施行令第5条、法施行令第11条、法施行令第7条又は法施行令第8条第1項に基づく公園事業の執行に係る届出
国の機関の協議			・法第55条第4項の規定に基づく国の機関が行う公園事業の執行に係る協議

(注) ☐ 内は、当該処分等の権限者

書 類 の 経 由 （ 2 以上の総合事務所所轄区域等にまたがる場合） 別表
 国定公園許可・届出関係

区 分		経 由	備 考
特別地域・特別保護地区・海中公園	許可		・法第13条第3項（特別地域）、第14条第3項（特別保護地区）、第24条第3項（海中公園地区）の規定に基づく許可
	申請 大臣協議案件		・法第13条第3項（特別地域）、第14条第3項（特別保護地区）、第24条第3項（海中公園地区）の規定に基づく許可のうち、法第13条第5項、第14条第5項、第24条第5項の規定による大臣協議が必要な案件
	届出		・法第13条第6項～第8項、法第14条第6項・第7項、法第24条第6項・第7項の規定に基づく届出
普通地域	届出		・法第26条第1項の規定に基づく届出
国の機関関係	協議		・法第56条第1項の規定に基づく国の機関が行う行為に係る協議
	協議 大臣協議案件		・法第56条第1項の規定に基づく国の機関が行う行為に係る協議のうち、第56条第2項の規定による大臣協議が必要な案件
	通知		・法第56条第3項の規定に基づく国の機関が行う行為に係る通知

（注） 内は、当該処分等の権限者

市 町 村 長 印

〔進達の場合
平成〇年〇月〇日付けで〇〇から届出があったので、送付します。（※下記なし）〕

- 1 行為地の地目（※該当するものに○印を付ける）
宅地、田、畑、山林、保安林、雑種地、原野、その他（ ）
- 2 他法令による許可等の必要性の有無
（※該当するものに○印を付け、必要事項を記入する）
有 〔必要な手続： （手続済・手続予定・未手続）〕
無 ※例：建築確認、保安林内作業許可など
- 3 その他特記事項
- 4 当該申請書等に対する処分に関する意見

公園事業執行
認可申請／同意協議／認可事項変更承認申請／同意事項変更協議
審査表

申 請 (協 議) 者	
氏 名	
住 所	
申 請 (協 議) の 概 要	
事業地	
規 模	
概 要	
申請（協議）内容の審査（審査項目／摘要）	
(1) 公園計画・公園事業との整合性	
(2) 行為地及び行為地周辺の状況	
(3) 申請人の資産状況及び執行能力	
(4) 事業施設の管理又は経営方法の適否	
(5) 事業執行の必要性及びその効果	
(6) 事業執行が風致景観に及ぼす支障の有無	
(7) 土地所有者の諾否	
(8) 自然公園法／自然公園条例違反の有無	
(9) 他法令による処分の状況	
(10) その他許否の判断に必要な事項	
審 査 の 基 準	
項 目	適 否
(1) 当該事業の執行内容が、公園計画及び公園事業の決定内容に適合すること。	
(2) 付帯施設がある場合には、当該付帯施設が国定公園又は県立自然公園において準用する「国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」（平成3年7月5日付け環自計第128号及び環自国第385号自然保護局長通知）の内容に適合するものであること。	
(3) 事業の執行により、保護のための施設に関する事業にあつては当該公園の保護上の効果、利用のための施設に関する事業（以下「利用施設事業」という。）にあつては当該公園の利用上の効果がそれぞれ認められるものであるとともに、事業の執行がそれぞれ当該公園の利用又は保護に支障を及ぼすものでないこと。	
(4) 利用施設事業については、特定の団体、その構成員等の使用を目的とするものでないこと。	
(5) 施設の構造及び設備に関し、安全性が十分確保されていること。	
(6) 利用施設事業については、施設の構造及び設備に関し、利用上の快適性に十分配慮されていること。	
(7) 施設の管理又は経営の方法が適切であること。	
(8) 公園事業の執行者が十分な事業執行能力を有していること。	
(9) 当該事業の執行が、他の法令の規定により免許、許可、認可その他の処分を要するものであるときは、その処分が得られる見込みがあること。	
(10) 当該申請又は協議につき、工事等が伴う場合であつて当該工事について他の法令の規定により許可、認可その他の処分を要するものであるときは、その処分が得られる見込みがあること。	
総 合 判 定	
条件／留意事項／供用開始期日の指定	

公園事業執行
 供用開始期日延期承認申請／協議
 審査表

申 請 (協 議) 者	
氏 名	
住 所	
申 請 (協 議) の 概 要	
事業地	
規 模	
概 要	
申請（協議）内容の審査（審査項目／摘要）	
(1) 期日の延期の必要性	
(2) 期日の延期による当該公園の利用上の支障の有無	
(3) その他許否の判断に必要な事項	
審 査 の 基 準	
項 目	適 合
(1) 期日の延期がやむを得ないと認められる事情によるものであること。	
(2) 期日の延期により当該公園の利用上重大な支障が生じるおそれのないものであること。	
(3) 延期後の期日までに供用を開始することが確実であること。	
総 合 判 定	
条件／留意事項／供用開始期日の指定	

公園事業執行
休止又は廃止の承認申請
審査表

申 請 者	
氏 名	
住 所	
申 請 の 概 要	
事業地	
規 模	
概 要	
申請内容の審査（審査項目／摘要）	
(1) 休止又は廃止の必要性	
(2) 休止又は廃止による当該公園の保護又は利用上の支障の有無	
(3) その他許否の判断に必要な事項	
審 査 の 基 準	
項 目	適 合
(1) 休止又は廃止がやむを得ないと認められる事情によるものであること。	
(2) 休止又は廃止により当該公園の保護又は利用上重大な支障が生じるおそれのないものであること。	
(3) 休止については、休止の予定期間終了後、施設の供用を再開することが確実であるとともに、休止期間中、施設の管理が適切に行われるものであること。	
(4) 廃止については、廃止後、施設の撤去等により当該公園の保護又は利用上支障が生じないよう措置がとられているものであること。	
総 合 判 定	
条件／留意事項／供用開始期日の指定	

公園事業執行
譲渡承継の承認申請
審査表

申 請 者	
氏 名	
住 所	
申 請 の 概 要	
事業地	
規 模	
概 要	
申請内容の審査（審査項目／摘要）	
(1) 譲渡承継の必要性	
(2) 譲渡承継により生じる当該公園の保護又は利用上の支障の有無	
(3) その他許否の判断に必要な事項	
※譲渡承継に伴って当該事業施設である財産の移転が行われる場合は、譲渡承継の承認を受けた後に当該財産を移転するよう指導するものとする。 ※その他特殊な事例については、「国立公園事業取扱要領について 別添3」に従い処理するものとする。	
審 査 の 基 準	
項 目	適 合
(1) 経済的又は社会的事情により譲渡人の事業の執行の継続が困難と認められ、又は譲渡承継により当該公園の利用上の効果が高められると認められるものであること。	
(2) 利用施設事業については、譲渡承継後に特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと。	
(3) 利用施設事業については、譲渡承継後に利用上の安全性及び快適性を確保するため適切に管理又は経営がなされるものであること。	
(4) 前号のほか、譲渡承継後の施設の管理又は経営の方法が適切であること。	
(5) 譲受人の事業執行能力が確実であること。	
(6) 他の法令の規定により免許、許可、認可その他の処分を要するときは、当該処分を受けた者の地位を譲受人が譲渡人から承継し、又は新たに得る確実な見込みがあること。	
総 合 判 定	
条件／留意事項／供用開始期日の指定	

特別地域／特別保護地区／海中公園地区内行為
許可申請審査表

申 請 者	
氏 名	
住 所	
申 請 の 概 要	
行為地	※基準の特例地区に ・該当（鳥取県 地区） ・地区外 （いずれかに○）
規 模	
概 要	
申請内容の審査（審査項目／摘要）	
（１）公園計画との関係	
（２）行為地及び行為地周辺の状況	
（３）施行方法の適否	
（４）風致景観又は行為地周辺の環境に及ぼす影響	
（５）他法令による処分の状況	
（６）土地所有者の諾否	
（７）その他許可の判断に必要な事項	
審 査 の 基 準	
適用基準	※国立公園又は国定公園に係るものについては自然公園法施行規則第11条各項のうち適用する基準を、県立自然公園に係るものについては、「鳥取県立自然公園特別地域内における各種行為に関する審査基準」の各項目のうち適用する基準を明記すること。
項 目	適 否
＜別紙のとおり＞ ※適用する基準の各項目毎の適否を明確にした書類を添付すること。	－
総 合 判 定	
許 可 条 件	

普通地域内行為
届出審査表

届 出 者		
氏 名		
住 所		
届 出 の 概 要		
行為地		
規 模		
概 要		
届出内容の審査（審査項目／摘要）		
(1) 公園計画との関係		
(2) 行為地及び行為地周辺の状況		
(3) 施行方法の適否		
(4) 風景又は行為地周辺の環境に及ぼす影響		
(5) 他法令による処分の状況		
(6) 土地所有者の諾否		
(7) その他措置の判断に必要な事項		
措置命令等に関する処理基準		
次に掲げる項目すべてに適合するかどうかについて審査し、風景を保護するために必要であると認められる場合は、措置命令等を行うこと。 ※次に掲げる項目の適否にかかわらず、風景を保護するために必要と認めるときは措置命令等を行うことができるので留意すること。 （準拠：「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準」）		
項 目	適 否	
鉄塔	当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと。 当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 当該工作物の色彩及び形態がその周辺の風景と著しく不調和でないこと。ただし、特殊な用途の工作物については、この限りでない。	
た だ し 書 き	ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、届出に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することが困難と認められるものについてはこの限りでない。	
風力発電施設	以下の規定によること。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、届出に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することが困難と認められるものについてはこの限りでない。 ・当該風力発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 ・当該風力発電施設が山稜線を分断する等重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 当該風力発電施設の色彩及び形態がその周辺の風景と著しく不調和でないこと。 当該風力発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該風力発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。 当該風力発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。 野生動植物の生息又は生育上その他の風景の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。 ※なお、運用にあたっては、「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」（平成16年2月環境省自然環境局）3（4）①エを参考にされたい	
水面の埋め立て又は干拓	次に掲げる場所のいずれかにおいて行われるものでないこと。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、届出に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することが困難であると認められるものについてはこの限りでない。 イ リアス式海岸、砂浜等の優れた風景を有する自然海岸の地先水面 ロ 藻場、干潟、浅海等の優れた風景を有する水面 ハ イ、ロのほか、主要な展望地から見て、埋立て等により風景の保護上著しい支障が及ぼされると見込まれる水面	

		埋立て等の規模及び形状が適切であると認められるものであること。	
		埋立地又は干拓地において修景等が適切に行われる計画であること。	
		埋立て等の工事に伴う汚濁が周辺水域へ拡散しない工法がとられていること。	
露天掘り による土 石の採取		眺望の対象に著しい支障を及ぼさないこと 跡地の整理を適切に行うこととされていること 山稜線の著しい改変を伴わないこと	
	た だ し 書 き	法第26条第1項の規定による届出をして、現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行っている者がその掘採又は採取を行っている土地に隣接した土地において生業の維持のために行うもの（下記3項目の規定の適用を受けるものを除く。）にあっては、自然的、社会経済的条件にかんがみ、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限であり、かつ、跡地の整理を適切に行うこととされていると認められるものであること。	
		河川にたい積した砂利を採取するものであって採取の場所が採取前の状態に復することが確実であると認められるものにあっては、当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。	
		既に鉱業権が設定されている区域内における鉱物の掘採にあっては、露天掘りでない方法によることが著しく困難であると認められるものであること。	
		学術研究その他公益上必要であり、かつ、届出申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することが困難であると認められるものであること。	
総 合 判 定			
措置命令に関する意見			

自然公園許認可処理簿

[illegible]